情 公 第 1573号 令和 3 年 7 月 28日

神奈川県公安委員会委員長 岡田 優子 様

神奈川県個人情報保護審査会 会 長 玉 巻 弘 光

自己情報一部開示処分に関する審査請求について(答申)

令和2年8月19日付けで諮問された事件(事案)取扱報告書等一部不開示の件(諮問第236号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人に係る事件(事案)取扱報告書及び同文書に添付された防犯カメラの映像を撮影した写真を一部不開示としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第18条第1項の規定に基づき、令和2年2月28日付けで、神奈川県警察本部長(以下「実施機関」という。)に対し、審査請求人が暴行事件(以下「本件事件」という。)の当事者として■年■月■日に特定警察署に取り扱われた際に特定警察署が作成した事件(事案)取扱報告書及び同文書に添付された防犯カメラ映像を撮影した写真に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報の開示の請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年3月10日付けで、■年■月■日付け事件(事案)取扱報告書(以下「本件報告書」という。)及び同文書に添付された防犯カメラの映像を撮影した写真(以下「本件写真」という。)を保有個人情報として特定の上、次のとおり、その一部を不開示とする一部開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。
 - ア 本件報告書の決裁欄、取扱者欄及び指揮(報告)幹部欄に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影並びに本件写真上部に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名(以下「警部補以下氏名等」と総称する。)については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人が識別される情報であるとして条例第20条第3号を理由に不開示とした。
 - イ 本件報告書の関係者2欄に記載された本件事件における審査請求人ではない当事者(以下「関係者2」という。)の職業、住所、氏名、生年月日、年齢及び携帯電話番号(以下「関係者2情報」と総称する。)については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人が識別される情報であるとして条例第20条第3号を理由に不開示とした。ウ 本件写真については、開示することにより犯罪の予防及び捜査に支障を

及ぼすおそれがあると認めることに相当な理由があるとして条例第20条第 5号を理由に不開示とした。

- (3) 審査請求人は、令和2年6月8日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分について、その取消しを求める審査請求を行った。
- 3 実施機関(担当:神奈川県警察本部地域部地域指導課)の説明要旨 弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり である。
 - (1) 条例第 20 条第 3 号該当性について

ア 条例第20条第3号本文該当性について

(ア) 警部補以下氏名等

警部補以下氏名等は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、 審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため、条例第20条第3号本文に該当する。

(4) 関係者2情報

関係者2情報は、関係者2の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため、条例第20条第3号本文に該当する。

イ 条例第20条第3号ただし書該当性について

条例第20条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからウまでに該当する情報は開示すべき旨を規定しているが、警部補以下氏名等及び関係者2情報は、以下のとおり、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

- (ア)条例第20条第3号ただし書ア該当性について
 - a 警部補以下氏名等

警部補以下氏名等は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではない。

b 関係者2情報

関係者2情報は、関係者2本人から聴取した個人に関する情報であり、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではない。

したがって、警部補以下氏名等及び関係者 2 情報は、法令等の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当しない。

(4) 条例第20条第3号ただし書イ及びウ該当性について

警部補以下氏名等及び関係者2情報は、「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又は「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に当たるとは認められないため、条例第20条第3号ただし書イ及びウには該当しない。

(2) 条例第20条第5号該当性について

本件写真は、審査請求人と関係者2の間で発生したトラブルの件で、記録化を望んだ審査請求人の求めに応じ、特定警察署が当該トラブルを暴行被疑事件として取り扱うに当たり、審査請求人から事情聴取を実施し、事件性の有無を確認するため、事件現場に設置された防犯カメラの記録映像を特定事業者の協力を受けて閲覧した際に、警察官がデータ端末装置を使用し撮影したものである。

実施機関は、犯罪の発生が明白である事件のほか、犯罪であるか否かが明白ではない事件についても、犯人及び証拠の発見、収集、保全等を行うための捜査を実施し、事案の真相を明らかにする。

捜査の結果、当該事件が犯罪ではないことが明らかとなった場合であっても、その内容を開示することにより、同種の事件が発生した場合に、これを捜査する警察官の現場における着眼点、捜査手法、捜査の内容等が明らかになるとともに、犯罪であるか否かの判断に関わる情報が明らかとなる。

また、防犯カメラの映像が一般に公開されることによって、当該カメラの 稼働状態、撮影角度及び撮影範囲が明らかとなり、今後、同種の犯罪を企て る者に当該カメラの死角を狙っての犯罪や証拠隠滅等が容易となるおそれがあるとともに、当該カメラに撮影された人物が明らかとなり、これを知り得た者が当該人物に対する嫌がらせや威迫を行うことによって、当該人物から捜査への協力が得られなくなるなど証拠隠滅等のおそれがあり得ることから、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件写真は、条例第20条第5号に該当する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、特定警察署が行った審査請求人への取扱いについての要望 や行政文書の訂正等を主張し、本件処分の取消しを求めているが、実施機関 による条例に基づく開示・不開示の判断には何ら影響を及ぼすものではない ことから、本件処分を取り消すべき主張とは認められない。

4 審査請求人の主張要旨

(省略)

5 審査会の判断理由

(1) 警部補以下氏名等及び関係者2情報

条例第20条第3号本文は、「請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからウまで、すなわち「法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」(同号ただし書ア)、

「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(同号ただし書イ)、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報の

うち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(同号ただし書 ウ)に該当するものについては、開示すべき旨規定している。

そこで、警部補以下氏名等及び関係者2情報の同号該当性について、以下 検討する。

ア 警部補以下氏名等

警部補以下氏名等は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該個人が識別される情報に該当するため、条例第20条第3号本文に該当することは明らかである。

また、警部補以下氏名等は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、「法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」ではないことから、同号ただし書アに該当せず、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しないことは明らかである。

よって、警部補以下氏名等は、同号本文に該当し、同号ただし書アから ウまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、審査請求人は、係長欄に押印された印影が警部補以下の階級にある警察官の印影であることに信憑性はなく、警部補以下の階級ではない者の氏名を不開示にして偽ったり、警部補以下の階級の者を身代わりにして開示を阻止した旨主張するが、当審査会が確認したところ、不開示とされた警察官の印影は、いずれも警部補以下の階級にある者であることが認められ、その他の主張については、当審査会は調査審議する立場にない。

イ 関係者2情報

関係者2情報は、審査請求人以外の個人が識別される情報に該当するため条例第20条第3号本文に該当することは明らかであり、かつ、かかる情報は、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、関係者2情報は、同号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないと判断する。

(2) 本件写真

条例第20条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、

公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当な理由がある情報」を不開示とする旨規定している。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する専門的・技術的判断を尊重する 趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当な理由があると認められる場合 には、同号該当性を認めるものである。

そこで、本件写真の同号該当性について、実施機関の判断に相当の理由があるか否か、以下検討する。

当審査会が確認したところ、本件写真は、本件事件の取扱いに際し、本件事件の発生現場に設置されている防犯カメラの記録映像を撮影したものであることが認められる。

実施機関は、防犯カメラの映像の情報を開示することで、同種事案における捜査の一般的な手法や当該カメラの撮影角度、範囲等が明らかとなり、今後、犯行を企てる者に証拠隠滅等を容易にさせるおそれがある上、撮影された関係者に対する嫌がらせ等が発生する危険も生じ、ひいては、関係者からの捜査協力が得られなくなるなど証拠隠滅等のおそれがあることから、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

この点、本件写真は、防犯カメラの一連の映像の中から一時点を抽出して 撮影したものであることが認められることから、実施機関が防犯カメラの映 像のうち、どのような場面を重要視しているかという、捜査における判断、 手法に関わる情報が含まれ、本件写真を開示すると、犯罪の捜査に重大な支 障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるとする実施機 関の判断は首肯できる。

よって、本件写真は、同号に該当すると判断する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、特定警察署における本件事件の取扱いについてるる主張するが、当審査会は保有個人情報の開示の請求に係る諾否の決定の当否について神奈川県公安委員会から意見を求められているのであり、当該主張について調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処	理	内	容
令和2年8月19日	○諮問			
9月9日			:例第43条第 意見書を収	3項の規定 受
令和3年2月18日 (第312回審査会)	〇審議			
3 月 18日 (第313回審査会)	○審議			
4月15日 (第314回審査会)	〇審議			
5 月 20日 (第315回審査会)	○審議			
6 月 17日 (第316回審査会)	○審議			
7月5日			:例第43条第 資料を収受	3項の規定
7 月 12日			:例第43条第 資料を収受	3項の規定

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金井惠里可	文教大学教授	
金子匡良	法 政 大 学 教 授	会長職務代理者
髙 橋 良	弁護士(神奈川県弁護士会)	
玉 巻 弘 光	東海大学名誉教授	会 長
長谷川範子	弁護士(神奈川県弁護士会)	

(令和3年7月28日現在)(五十音順)